

秘

少年の非行対策に関するアンケート調査
(単純集計結果表、n=7610)

【凡例】

☆ n は回答者数、NA は無回答者数、M.T. (Multiple Total の略) は複数回答の質問において回答数の合計を回答者数(n)で割った比率を、それぞれ示す。

☆ 質問の選択肢ごとに示す〔 〕書きの数値は、選択肢ごとの回答率(フェイスシート事項は回答者数と回答率)を示す。

調査の目的とご協力をお願い

近年、凶悪・粗暴な少年事件の発生や少年の検挙人員が高水準で推移していることなどで、少年非行問題について大きな社会不安要因と感じている者が大勢であり、少子高齢化等の急激な社会の変化の下、将来を担う青少年の健全な育成のため、少年の非行対策は重要な課題となっています。

政府は、平成 15 年6月、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚で構成される「青少年育成推進本部」を発足し、少年の非行対策として、(1)多様な活動機会・場所づくり、相談活動、(2)補導活動、(3)関係者の連携したサポート体制の構築等に取り組むことなどを定めた「青少年育成施策大綱」(平成 15 年 12 月 9 日同本部決定)を策定するなど、少年の非行対策を推進しています。

こうした状況の中で、総務省行政評価局では、関係府省における少年の非行対策について、本年 4 月から「少年の非行対策に関する政策評価」(総合性確保評価)を行っております。

〔 総務省行政評価局は、評価専担組織として府省の枠を超えた全政府的な立場から、政策の統一性又は総合性を確保するための評価(統一性・総合性確保評価)を実施しており、その結果を関係府省に通知・公表しています。 〕

具体的には、少年の非行対策に関する関係府省の各種施策の現状等について総務省行政評価局が把握するとともに、各都道府県における国や地方公共団体等の少年の非行対策に関する現場での取組状況、効果の発現状況等について、当省の出先機関である管区行政評価局・行政評価事務所が実地調査を行っております。

本アンケート調査は、その調査の一環として、少年の非行対策に従事されている実務者の方々に、現場における少年非行対策の現状や課題等についてご意見等を伺い、少年の非行対策についての総合性を確保する観点から、その見直し・改善に資することを目的として行うものです。
本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますようよろしくお願い致します。

また、お手数ですが、記入済みの調査票については、記入漏れがないか、もう一度、ご確認をいただいた上で、記入者本人が同封した封筒に入れて、平成 18 年 1 月 13 日(金)までに投函願います。

【本調査票の扱いについて】

本調査票は、統計以外の目的には使用しませんので、ありのままをご記入ください。

また、フェイスシート事項において、ご記入をいただく「職名」、「氏名」及び「連絡先電話番号」は、ご回答内容の問い合わせに利用させていただくもので、個人が特定できるようなかたちでは一切公表いたしませんので、率直なご意見をお聞かせくださいますようお願いいたします。

【ご不明な点についてのお問い合わせ先】

総務省行政評価局(法務・外務・文部科学担当室) (担当:筑後、稲垣、高崎、大崎)

電話:03-5253-5448(直通)、03-5253-5450(直通)

E-mail:kans2044@soumu.go.jp

【お聞きしたい事項】

お聞きしたい事項を大別すると以下の5点です。

- 1 少年非行の現状、発生要因、各主体(少年、家族、学校及び地域社会)での問題点などについてのご意見
- 2 少年の非行対策について関係主体が果たすべき役割についてのご意見
- 3 少年の非行対策に関わる行政機関等の連携状況等についてのご意見
- 4 少年の非行対策に関わる上で必要となる情報の活用状況についてのご意見
- 5 その他関係行政機関等の少年の非行対策についてのご意見

【添付資料】

資料1 「青少年育成施策大綱」(平成 15 年 12 月 9 日青少年育成推進本部決定)

資料2 「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」(平成 16 年 9 月 10 日少年非行対策課長会議申合せ)

記入の仕方

- ◆ 以下の質問について、()書きを含めて、記入してください。
- ◆ また、□をつけて答えを示してある質問では、あてはまるものにレ点を付してください。

フェイスシート事項

<p>所 属 先</p> <p>(M.T.=106.0%)</p>	<p><input type="checkbox"/> 都道府県青少年育成担当課 [165 人、2.2%]</p> <p><input type="checkbox"/> 都道府県教育委員会 [370 人、4.9%]</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村青少年育成担当課 [201 人、2.6%]</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村教育委員会 [613 人、8.1%]</p> <p><input type="checkbox"/> 都道府県警察本部・警察署【少年補導員、少年指導委員等警察ボランティアの所属先】 [695 人、9.1%]</p> <p><input type="checkbox"/> 少年サポートセンター [170 人、2.2%]</p> <p><input type="checkbox"/> 少年補導センター【少年補導委員、青少年指導員等の所属先】 [802 人、10.5%]</p> <p><input type="checkbox"/> 少年刑務所 [15 人、0.2%]</p> <p><input type="checkbox"/> 少年院 [372 人、4.9%]</p> <p><input type="checkbox"/> 少年鑑別所 [243 人、3.2%]</p> <p><input type="checkbox"/> 法務局【子どもの人権専門委員の所属先】 [280 人、3.7%]</p> <p><input type="checkbox"/> 保護観察所【保護司の所属先】 [1,169 人、15.4%]</p> <p><input type="checkbox"/> 教育相談所 [120 人、1.6%]</p> <p><input type="checkbox"/> 小学校【スクールカウンセラーの所属先】 [422 人、5.5%]</p> <p><input type="checkbox"/> 中学校【スクールカウンセラーの所属先】 [500 人、6.6%]</p> <p><input type="checkbox"/> 高等学校【スクールカウンセラーの所属先】 [403 人、5.3%]</p> <p><input type="checkbox"/> 他の学校【スクールカウンセラーの所属先】 [4 人、0.1%]</p> <p><input type="checkbox"/> 地方厚生局 [37 人、0.5%]</p> <p><input type="checkbox"/> 都道府県児童福祉担当課 [121 人、1.6%]</p> <p><input type="checkbox"/> 児童相談所 [264 人、3.5%]</p> <p><input type="checkbox"/> 児童自立支援施設 [119 人、1.6%]</p> <p><input type="checkbox"/> 家庭児童相談室【家庭相談員の所属先】 [145 人、1.9%]</p> <p><input type="checkbox"/> 自立援助ホーム [22 人、0.3%]</p> <p><input type="checkbox"/> 保健所・保健センター [183 人、2.4%]</p> <p><input type="checkbox"/> 精神保健福祉センター [152 人、2.0%]</p> <p><input type="checkbox"/> BBS連盟 [138 人、1.8%]</p> <p><input type="checkbox"/> 更生保護施設 [104 人、1.4%]</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [218 人、2.9%]</p>
<p>所属先の所在地</p>	<p>北海道 [355 人、4.7%] 青森県 [153 人、2.0%] 岩手県 [136 人、1.8%]</p> <p>宮城県 [153 人、2.0%] 秋田県 [125 人、1.6%] 山形県 [171 人、2.2%]</p> <p>福島県 [139 人、1.8%] 茨城県 [130 人、1.7%] 栃木県 [167 人、2.2%]</p> <p>群馬県 [157 人、2.1%] 埼玉県 [190 人、2.5%] 千葉県 [181 人、2.4%]</p> <p>東京都 [235 人、3.1%] 神奈川県 [189 人、2.5%] 新潟県 [165 人、2.2%]</p> <p>富山県 [145 人、1.9%] 石川県 [141 人、1.9%] 福井県 [140 人、1.8%]</p> <p>山梨県 [112 人、1.5%] 長野県 [164 人、2.2%] 岐阜県 [147 人、1.9%]</p> <p>静岡県 [170 人、2.2%] 愛知県 [209 人、2.7%] 三重県 [153 人、2.0%]</p> <p>滋賀県 [119 人、1.6%] 京都府 [122 人、1.6%] 大阪府 [169 人、2.2%]</p> <p>兵庫県 [179 人、2.4%] 奈良県 [143 人、1.9%] 和歌山県 [135 人、1.8%]</p> <p>鳥取県 [142 人、1.9%] 島根県 [122 人、1.6%] 岡山県 [172 人、2.3%]</p> <p>広島県 [175 人、2.3%] 山口県 [141 人、1.9%] 徳島県 [141 人、1.9%]</p> <p>香川県 [141 人、1.9%] 愛媛県 [145 人、1.9%] 高知県 [121 人、1.6%]</p> <p>福岡県 [202 人、2.7%] 佐賀県 [142 人、1.9%] 長崎県 [163 人、2.1%]</p> <p>熊本県 [175 人、2.3%] 大分県 [142 人、1.9%] 宮崎県 [129 人、1.7%]</p> <p>鹿児島県 [147 人、1.9%] 沖縄県 [132 人、1.7%] 不 明 [184 人、2.4%]</p>
<p>職 名</p>	<p>— —</p>
<p>氏 名</p>	<p>— —</p>
<p>年 齢</p> <p>※平成 17 年 11 月 1 日現在の満年齢でお答えください。</p>	<p>20歳代 [329 人、 4.3%] 30歳代 [1,027 人、13.5%]</p> <p>40歳代 [2,291 人、30.1%] 50歳代 [1,753 人、23.0%]</p> <p>60歳代 [1,409 人、18.5%] 70歳代 [689 人、 9.1%]</p> <p>その他 [16 人、 0.2%] NA [96 人、 1.3%]</p>
<p>連絡先電話番号</p>	<p>— —</p> <p>※連絡先電話番号は、通常、連絡がとれる番号を記入してください。</p>
<p>少年の非行対策に関して主に従事されている活動地域(勤務地域)</p>	<p><input type="checkbox"/> 都道府県庁所在市 [4,279 人、56.2%]</p> <p><input type="checkbox"/> それ以外の地域 [3,220 人、42.3%]</p> <p>NA [111 人、 1.5%]</p> <p>※東京 23 区の場合は「都道府県庁所在市」にレ点を付してください。</p>
<p>少年の非行対策に関して主に従事されている活動内容</p> <p>(M.T.=121.0%)</p>	<p><input type="checkbox"/> 一般の少年の非行予防対策(広報啓発、有害環境浄化、相談活動等) [3,345 人、44.0%]</p> <p><input type="checkbox"/> 不良行為、問題行動等のみられる少年の非行化防止、凶悪化の阻止(街頭補導、相談活動等) [2,202 人、28.9%]</p> <p><input type="checkbox"/> 少年事件の捜査・審判、不良行為少年の保護措置の決定(少年との面接、事実関係の調査等) [192 人、2.5%]</p> <p><input type="checkbox"/> 矯正・更生保護、立ち直り支援(保護観察、矯正教育、観護処遇、自立支援、立ち直り支援、相談活動等) [2,501 人、32.9%]</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [964 人、12.7%]</p>

<p>少年の非行対策に関して主に従事されている活動での経験年数</p> <p>※平成17年11月1日現在でお答えください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 3年未満 [2,359 人、31.0%]</p> <p><input type="checkbox"/> 3年以上～6年未満 [1,221 人、16.0%]</p> <p><input type="checkbox"/> 6年以上～10年未満 [904 人、11.9%]</p> <p><input type="checkbox"/> 10年以上 [2,984 人、39.2%]</p> <p>NA [142 人、1.9%]</p>
<p>少年の非行対策に関して主に従事されている活動で、接することの多い対象者の学職別</p> <p>(M.T.=175.8%)</p>	<p><input type="checkbox"/> 未就学者 [350 人、4.6%]</p> <p><input type="checkbox"/> 小学生 [2,388 人、31.4%]</p> <p><input type="checkbox"/> 中学生 [4,203 人、55.2%]</p> <p><input type="checkbox"/> 高校生 [2,725 人、35.8%]</p> <p><input type="checkbox"/> 大学生 [215 人、2.8%]</p> <p><input type="checkbox"/> 高校生相当年齢以上の有職者 [1,172 人、15.4%]</p> <p><input type="checkbox"/> 高校生相当年齢以上の無職者 [1,758 人、23.1%]</p> <p><input type="checkbox"/> その他 [573 人、7.5%]</p>

少年の非行対策に関するアンケート調査票

Q1 少年非行の現状、発生要因、各主体(少年、家族、学校及び地域社会)での問題点などについてお伺いします。

Q1-1 あなたの実感として、少年による重大な事件が以前に比べて増えていると思いますか、減っていると思いますか。あてはまるものを一つだけ選んでください。

- [40.6%] かなり増えている
- [46.2%] ある程度増えている
- [8.3%] ほとんど(全く)増えていない
- [2.2%] 減っている
- [2.3%] わからない
- [0.4%] NA

Q1-2 あなたは、以前に比べて、少年非行はどのようなものが増えていると思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- [64.8%] 悪・粗暴化したもの
- [4.2%] 凶悪・粗暴でないもの
- [71.8%] 低年齢層によるもの
- [2.1%] 高年齢層によるもの
- [29.7%] 集団によるもの
- [30.5%] 個人によるもの
- [18.9%] 「初発型」のもの
- [20.1%] 特定の少年が繰り返し行うもの
- [39.0%] 好奇心・スリルなど動機が短絡的なもの
- [38.3%] 明確な動機がないもの
- [14.8%] 周りから誘われたり強制されて行うもの
- [58.5%] 突発的に行うもの(突然キレて行うもの)
- [2.7%] その他 ()
- [0.3%] 増えているものはない
- [1.0%] わからない (M. T. =396.7%)

Q1-3 実際に増えている少年の問題行動としてはどのようなものが多いとお考えですか。この中からいくつでもあげてください。

- [41.6%] 刃物などを使った殺傷事件
- [17.6%] 刃物などの持ち歩き
- [74.0%] ささいなことに腹を立てて暴力を振るう
- [20.3%] 強盗・恐喝事件
- [23.9%] バイクや自転車などを利用したひったくり
- [36.2%] バイクや自転車などの乗り物盗
- [49.6%] 万引き
- [15.4%] いわゆる「振り込め詐欺」やインターネットを利用した詐欺
- [27.4%] 覚せい剤や合成麻薬、シンナー等の薬物等の乱用
- [11.9%] 暴走行為

- [27.6%] いじめ
- [50.1%] 出会い系サイトやテレホンクラブなどを使った援助交際などの性的な非行
- [20.6%] 家庭内暴力
- [10.3%] 校内暴力
- [16.0%] 家出
- [50.7%] 喫煙や飲酒、深夜はいかいなどの不良行為
- [1.9%] その他 ()
- [0.3%] 増えているものはない
- [0.9%] わからない (M. T. =496.3%)

Q1-4 実際に少年非行の発生場所として多くなっているのはどの場所と思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- [36.4%] 住宅（自宅等）
- [24.4%] 駐車（輪）場
- [25.3%] 学校・幼稚園
- [36.9%] デパート・スーパーマーケット
- [47.8%] 道路上
- [1.9%] 一般ホテル・旅館
- [1.1%] スポーツ施設
- [16.2%] 風俗営業店・風俗関連営業店
- [6.8%] 飲食店
- [1.0%] 金融関係・会社・事務所
- [7.6%] 列車内・鉄道施設
- [0.8%] 公営競技場
- [44.7%] その他 ()
(例：公園、ゲームセンター、林など人気のない場所)
- [3.0%] 特にない
- [5.0%] わからない (M. T. =258.9%)

Q1-5 青少年が犯罪を犯したり、非行に走る主な原因はどこにあると思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- [60.2%] テレビ、新聞、雑誌などのマスコミの影響があるから
- [79.6%] 家庭でのしつけに問題があるから
- [22.9%] 家庭の経済的環境に問題があるから
- [52.7%] インターネットなどにおける有害情報の影響があるから
- [68.9%] 社会における思いやりや人間関係が希薄化しているから
- [56.6%] 子どものコミュニケーション能力が不足しているから
- [48.2%] 子どもに命の大切さの認識が不足しているから
- [33.3%] 子どもに自己有用感が欠如しているから
- [59.0%] 子どもの規範意識が低下しているから
- [13.4%] 学校での指導が不十分だから
- [6.1%] 友達が悪いから
- [10.9%] その他 ()
- [-] 特にない
- [0.2%] わからない (M. T. =512.0%)

Q1-6 少年の非行について、あなたの感じ方に一番近いのはどれですか。あてはまるものを一つだけ選んでください。

- [4.1%] 非行に走るのは、特別に問題のある子どもだけである
- [49.0%] 非行は、いつ、どの子に起こっても不思議ではない
- [42.9%] その子が非行に走るかどうかは、その時々状況によるので、一概に言えない
- [3.2%] その他 ()
- [0.5%] わからない
- [0.4%] NA

Q1-7 あなたは、最近の少年の性格や資質について、何か問題だと思う点がありますか。この中からいくつでもあげてください。

- [72.1%] 忍耐力がなく、我慢ができない
- [76.7%] 自分の感情をうまくコントロールできない (すぐキレる)
- [65.8%] 相手の立場や気持ちを理解しない (できない)
- [52.0%] 自分の気持ちを他人にうまく伝えられない
- [60.2%] 自己中心的である
- [64.8%] 社会道徳、規範意識 (モラル) に欠けている
- [45.5%] 生きがいや目標がない
- [8.4%] スリルを求めている
- [9.5%] 反抗心が強い
- [21.5%] コМПレックス、劣等感が強い
- [40.1%] 甘えの気持ちが強い
- [21.8%] 投げやりな態度である
- [43.1%] 主体性がなく、友人などの周囲の考えに安易に同調する
- [3.6%] その他 ()
- [0.2%] 特にない
- [0.3%] わからない (M. T. =585.6%)

Q1-8 少年を非行にかりたてる悪い社会的環境として、次のどれを問題にすべきだと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- [35.3%] 酒、タバコなどの自動販売機が多い
- [28.1%] スナック、ディスコ、カラオケボックス、ゲームセンターなどが多い
- [28.8%] 少年が利用できる施設や活動の場が少ない
- [10.8%] スーパーマーケットなど店舗での監視がゆるい
- [20.4%] 放置自転車が氾濫している
- [62.5%] コンビニエンスストア、カラオケボックス、マンガ喫茶、インターネットカフェなどが深夜まで営業している
- [65.5%] 簡単に暴力や性に関する情報を扱ったビデオ・出版物を手に入れられる
- [30.3%] テレホンクラブ・ツーショットダイヤルなどが氾濫している
- [46.6%] 出会い系サイトが氾濫している
- [62.7%] 簡単にインターネットで暴力や性、自殺に関する情報を手に入れられる
- [65.4%] 携帯電話の普及によって少年の交友関係や行動が把握しにくくなっている
- [19.5%] 簡単に刃物などを手に入れられる

- [34.2%] 簡単に覚せい剤や合成麻薬、シンナー等の薬物等を手に入れられる
- [6.3%] その他 ()
- [0.5%] 特にない
- [0.7%] わからない (M. T. =517.6%)

Q1-9 少年の非行対策を推進する上で、重点的に取り組むべき対象者はどれですか。この中からいくつでもあげてください。

- [25.8%] 未就学者 (該当する方は、**Q1-9-1**にもお答えください。)
- [60.0%] 小学生 (該当する方は、**Q1-9-1**にもお答えください。)
- [63.0%] 中学生 (該当する方は、**Q1-9-1**にもお答えください。)
- [24.2%] 高校生 (該当する方は、**Q1-9-1**にもお答えください。)
- [7.5%] 高校生相当年齢以上の有職者 (該当する方は、**Q1-9-1**にもお答えください。)
- [17.5%] 高校生相当年齢以上の無職者 (該当する方は、**Q1-9-1**にもお答えください。)
- [5.2%] その他 ()
(該当する方は、**Q1-9-1**にもお答えください。)
- [2.1%] 特にない
- [2.4%] わからない (M. T. =207.7%)

Q1-9-1 重点的に取り組むべき対象者を選ばれた理由は何ですか。

()

Q2 少年の非行対策について関係主体が果たすべき役割についてお伺いします。

Q2-1 非行を予防する仕事は、行政（国、地方公共団体）と民間のどちらで行う方が効果があると思いますか。効果があがると思うものをこの中から一つあげてください。

- [8.8%] 行政（国、地方公共団体）がすべて行う
- [63.2%] 行政（国、地方公共団体）が主体となり、民間が協力して行う
(該当する方は、**Q2-1-1**にもお答えください。)
- [17.2%] 民間が主体となり、行政（国、地方公共団体）が協力して行う
(該当する方は、**Q2-1-1**にもお答えください。)
- [0.2%] 民間がすべて行う
(該当する方は、**Q2-1-1**にもお答えください。)
- [2.9%] その他 ()
- [6.4%] わからない [1.3%] NA

Q2-1-1 「民間」では、どのような団体等が担うのが適当と考えられますか。

()

Q2-2 非行少年を立ち直らせる仕事は、行政（国、地方公共団体）と民間のどちらで行う方が効果があると思いますか。効果があがると思うものをこの中から一つあげてください。

- [14.4%] 行政（国、地方公共団体）がすべて行う
 - [57.1%] 行政（国、地方公共団体）が主体となり、民間が協力して行う
（該当する方は、Q2-2-1にもお答えください。）
 - [14.7%] 民間が主体となり、行政（国、地方公共団体）が協力して行う
（該当する方は、Q2-2-1にもお答えください。）
 - [0.3%] 民間がすべて行う
（該当する方は、Q2-2-1にもお答えください。）
 - [2.2%] その他（)
 - [8.0%] わからない [3.3%] NA
- Q2-2-1「民間」では、どのような団体等が担うのが適当と考えられますか。**
()

Q2-3 少年の非行を防止するために、それぞれの家庭で、保護者はどのように対応すればよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- [80.5%] 子どもと話をしたり接する時間を増やす
- [60.0%] 子どもの気持ちや言い分を聞く
- [60.0%] 子どもの良い点をほめる
- [36.3%] 教育方針が進学中心に偏らないようにする
- [37.6%] 思春期などの少年の心やからだの特性を理解する
- [86.3%] 叱るべきことはきちんと叱る
- [50.0%] 子育ての悩みを抱え込まず、周りの人に相談する
- [68.8%] 子育てに責任感を持つなど親としての自覚を持つ
- [26.0%] 子育てに関して十分な知識を持つ
- [61.7%] 家族が協力して子育てを行う
- [42.9%] 一貫した態度で子どもに接する
- [6.6%] その他（)
- [-] 特にない
- [0.1%] わからない (M. T. =616.8%)

Q2-4 児童・生徒の非行を防止するために、学校ではどのように対応するのがよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- [52.8%] 児童・生徒に対して毅然とした態度で接する
- [67.7%] 児童・生徒一人一人を理解するよう努める
- [54.5%] ボランティアなどの社会奉仕体験活動や、自然体験活動、就業体験活動などを活発に行う
- [30.4%] 非行防止教室など非行を防ぐための教育をする
- [51.6%] 地域の人との交流を図る学校行事を活発に行う
- [46.9%] 児童相談所・福祉機関、保護司などと連携・協力を図る
- [53.4%] 道徳教育など、心の教育の充実を図る
- [54.1%] 教員の生徒指導等に関する指導力の向上を図る
- [49.1%] 学校組織全体で対応する
- [41.9%] 児童・生徒が悩みなどを相談することのできる専門家を学校に置く
- [66.4%] 家庭との連絡を密にする
- [35.0%] 警察と連携・協力する
- [33.4%] 保護司（会）など地域の人と連携・協力する
- [4.8%] その他（)
- [-] 特にない

- [0.2%] わからない (M. T. =642.2%)

Q2-5 少年の非行を防止するために、地域社会の住民はどのように対応するのがよいと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- [53.3%] 近所付き合いをし、家族同士の交流をする
 [34.6%] 少年に関する地域の集まりやイベントに参加する
 [77.8%] 日ごろから地域の少年に声を掛ける
 [73.3%] よその家庭の子どもであっても悪いことをしたときは叱る
 [18.6%] 子育てや子どもの教育について保護者に助言する
 [51.6%] 少年が遊んだり、スポーツをするなどの様々な体験をする機会を作る
 [39.1%] 学校行事に参加するなど学校のことに関心を持つ
 [45.9%] 少年の健全育成に関するボランティアに協力、参加する
 [45.7%] 少年に関わる行政機関に協力して地域におけるサポート体制を作る
 [44.3%] ピンクビラの撤去や有害図書の自動販売機の撤去運動などの地域における有害な環境を浄化する活動を行う
 [3.4%] その他 ()
 [0.2%] 特にない
 [0.4%] わからない (M. T. =488.2%)

Q2-6 非行を犯して検挙された少年のうち、多くはその非行の程度などから少年院送致などとならずに、地域社会の中で立ち直りを図るよう模索されていますが、あなたは、これらの少年を立ち直らせるために、少年に対しては、どういうことが特に必要だと思いますか。この中からいくつでもあげてください。

- [61.7%] 規則正しい生活を送らせる
 [61.1%] 年齢相応の社会的責任をとらせる
 [57.8%] 仕事に就かせたり、学校にきちんと通わせたりする
 [30.2%] 悪い人たちとは付き合わせない
 [56.9%] 周りの人が非行少年の立ち直りや社会復帰について理解を示す
 [59.0%] 困ったことを相談できるような人が周りにいるようにする
 [53.3%] 社会奉仕体験活動など様々な経験をさせ、視野を広めさせる
 [29.8%] 再非行の兆しが見えたら厳しく指導する
 [57.4%] 自分が行った非行を振り返り、自分のどのような点に問題があったかを考えさせる
 [62.9%] 自分が行った非行を振り返り、被害者の心情等を聞いたうえで被害者の気持ちを考えさせる
 [37.9%] 被害者に対し直接謝罪させる (被害者が拒否しない場合)
 [5.2%] その他 ()
 [-] 特にない
 [0.4%] わからない (M. T. =573.6%)

Q2-7 少年非行の防止のため、行政が力を入れるべき対策について、以下のなかではどれが重要とお考えですか。また、それぞれどの程度実現されているとお考えですか。

(単位：%)

		重要度	ある	ある	重要	重要	わから ない	NA
			大変重要 である	やや重要 である	あまり 重要で ない	重要で ない		
		実現度	いる	いる	てい ない	い	わから ない	NA
			よく出来 て	大体出来 て	あまり出来 ない	出来てい ない		
A	家庭・学校・地域住民が連携して少年を 育み、少年非行を防止することの重要性 について、広く国民に広報する	重要度	[64.7]	[26.8]	[5.5]	[0.8]		[2.1]
		実現度	[1.0]	[24.6]	[54.9]	[12.4]	[3.7]	[3.4]
B	少年に規範意識を持たせるため、非行防 止教室を開催するなどの啓発活動を積極 的に実施する	重要度	[30.7]	[46.0]	[17.4]	[2.6]		[3.3]
		実現度	[0.8]	[16.8]	[47.5]	[19.9]	[10.5]	[4.5]
C	少年に悪影響を与えるような環境を改善 する	重要度	[64.9]	[28.3]	[3.5]	[0.5]		[2.7]
		実現度	[0.4]	[8.7]	[48.9]	[34.9]	[2.8]	[4.3]
D	家庭・学校・地域住民が一体となって少 年を受け入れる居場所づくりなどに取り 組む体制づくりに力を入れる	重要度	[50.8]	[38.0]	[7.7]	[0.6]		[2.9]
		実現度	[0.2]	[7.9]	[53.9]	[27.9]	[5.7]	[4.4]
E	身近な行政機関の専門の職員が、悩みが ある少年や保護者の相談を受ける	重要度	[39.0]	[48.5]	[9.0]	[0.7]		[2.8]
		実現度	[1.4]	[29.0]	[45.4]	[13.3]	[6.8]	[4.2]
F	少年非行の防止のためのボランティアの 活動に関し、体制づくりや情報発信など のサポートを行う	重要度	[26.8]	[54.5]	[14.3]	[1.2]		[3.2]
		実現度	[0.8]	[15.5]	[51.4]	[16.5]	[11.2]	[4.5]
G	少年非行の防止のための活動をしている 警察職員やボランティアの人数を増やす など組織を強化するとともに素養を高め る	重要度	[38.9]	[45.8]	[11.5]	[1.0]		[2.8]
		実現度	[0.7]	[18.7]	[52.5]	[13.6]	[10.4]	[4.2]
H	警察や学校、児童相談所、少年補導セン ターなどの関係機関が連携し、非行少年 に対し継続的に指導・助言等を行う	重要度	[57.2]	[36.1]	[4.0]	[0.4]		[2.3]
		実現度	[1.8]	[33.4]	[43.1]	[9.8]	[8.3]	[3.6]
I	無職の少年に対する就労支援や就学中の 少年に対する学業支援など、これ以上非 行が進まないようにするための活動を行 う	重要度	[55.6]	[36.3]	[5.1]	[0.6]		[2.4]
		実現度	[0.2]	[6.3]	[51.9]	[26.9]	[10.7]	[4.0]
J	その他① ()	重要度	[3.2]	[0.3]	[0.1]	[-]		[96.4]
		実現度	[-]	[0.1]	[0.8]	[2.5]	[0.1]	[96.5]
K	その他② ()	重要度	[0.7]	[0.1]	[-]	[-]		[99.2]
		実現度	[-]	[-]	[0.2]	[0.6]	[0.1]	[99.2]

Q2-8 非行に走った少年の立ち直りのため、行政が力を入れるべき対策について、以下のなかではどれが重要とお考えですか。また、それぞれの程度実現されているとお考えですか。

(単位：%)

		重要度	ある 大変重要で	ある やや重要で	重要 あまり 重要でない	重要 でない	わから ない	NA
		実現度	いる よく出来 て	いる 大体出来 て	て あまり出来 ない	い 出来て いな		NA
A	家庭、学校、地域住民が連携して少年を 育み、非行少年の立ち直りを助けること の重要性について、広く国民に広報する	重要度	[53.1]	[33.3]	[9.0]	[1.4]	わから ない	[3.2]
		実現度	[0.6]	[14.6]	[55.2]	[17.7]		[7.0]
B	少年に規範意識を持たせるため、非行防 止教室を開催するなどの啓発活動を積極 的に実施する	重要度	[33.0]	[41.5]	[18.8]	[2.6]	わから ない	[4.2]
		実現度	[0.5]	[13.5]	[47.6]	[18.9]		[13.7]
C	少年に悪影響を与えるような環境を改善 する	重要度	[63.0]	[27.2]	[4.9]	[0.5]	わから ない	[4.4]
		実現度	[0.4]	[8.1]	[49.0]	[31.5]		[4.8]
D	家庭・学校・地域住民が一体となって非 行少年を受け入れる居場所づくりなどに 取り組む体制づくりに力を入れる	重要度	[56.5]	[33.2]	[5.6]	[0.6]	わから ない	[4.1]
		実現度	[0.2]	[6.3]	[53.5]	[26.6]		[7.5]
E	身近な行政機関の専門の職員が、悩みが ある少年や保護者の相談を受ける	重要度	[48.9]	[40.9]	[6.0]	[0.6]	わから ない	[3.7]
		実現度	[1.1]	[25.6]	[45.8]	[12.5]		[9.6]
F	非行少年の立ち直りのためのボランティ アの活動に関し、体制づくりや情報発信 などのサポートを行う	重要度	[35.2]	[48.6]	[11.1]	[0.9]	わから ない	[4.2]
		実現度	[0.4]	[11.7]	[51.2]	[16.9]		[14.2]
G	非行少年の立ち直りのための活動をして いる保護観察官、警察職員や保護司を始 めとするボランティアの人数を増やすな ど組織を強化するとともに素養を高める	重要度	[53.5]	[36.1]	[6.9]	[0.4]	わから ない	[3.2]
		実現度	[0.5]	[17.0]	[50.9]	[15.4]		[11.6]
H	保護観察所、警察や学校、児童相談所、 少年補導センターなどの関係機関が連携 し、非行少年に対し継続的に指導・助言 等を行う	重要度	[64.6]	[29.4]	[2.9]	[0.3]	わから ない	[2.9]
		実現度	[1.7]	[28.9]	[44.2]	[10.6]		[10.3]
I	無職の少年に対する就労支援や就学中の 少年に対する学業支援など、これ以上非 行が進まないようにするための活動を行 う	重要度	[62.1]	[30.6]	[3.5]	[0.5]	わから ない	[3.3]
		実現度	[0.2]	[6.9]	[53.2]	[22.9]		[12.1]
J	その他① ()	重要度	[1.8]	[0.2]	[-]	[-]	わから ない	[98.0]
		実現度	[-]	[-]	[0.3]	[1.4]		[0.2]
K	その他② ()	重要度	[0.5]	[-]	[-]	[-]	わから ない	[99.5]
		実現度	[-]	[-]	[0.1]	[0.3]		[0.1]

Q3 少年の非行対策に関わる行政機関等の連携状況等についてお伺いします。

「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」（平成16年9月10日少年非行対策課長会議申合せ）では、「少年非行の非行対策に係る諸課題に対して、予兆の把握、深刻化する前の段階での対応等を可能とするためには、国、地方公共団体の関係機関・団体等及び国民が一体となって取り組むことが求められている」としていま

す。

Q3-1 あなたが普段の少年非行防止活動に当たって、他の行政機関等と連携しながら業務を進めていますか。あてはまるものを一つだけ選んでください。

- [67.2%] 他の行政機関と連携しながら普段の少年非行防止活動を行っている。
(該当する方は、**Q3-1-1**にもお答えください。)
 - [2.5%] 連携する必要がないため、連携していない
 - [18.2%] 連携する必要があると思うが、実際には連携していない NA [12.0%]
- (n=5117)

Q3-1-1 あなたが普段の少年非行防止活動を行うに当たっては、連携している他の行政機関等とは、どの程度接触していますか。該当する行政機関等をいくつでも選んでください。また、該当する行政機関等について接触の頻度を一つだけ選んでください。

(単位：%)

他の行政機関等 (M. T. =515.2%)	毎日一回 は必ず (ほぼ毎日)	毎週一回 は必ず (ほぼ毎週)	毎月一回 は必ず (ほぼ毎月)	毎年定期的 に	NA
<input type="checkbox"/> [19.2] 都道府県青少年育成担当課 (n=982)	[2.3]	[6.2]	[17.6]	[71.9]	[1.9]
<input type="checkbox"/> [24.6] 都道府県教育委員会 (n=1261)	[4.4]	[6.5]	[19.7]	[67.4]	[1.9]
<input type="checkbox"/> [27.0] 市町村青少年育成担当課 (n=1381)	[6.6]	[6.6]	[25.1]	[59.2]	[2.5]
<input type="checkbox"/> [40.7] 市町村教育委員会 (n=2081)	[7.7]	[7.4]	[29.2]	[52.5]	[3.2]
<input type="checkbox"/> [48.7] 都道府県警察本部・警察署 (n=2493)	[4.9]	[9.9]	[29.6]	[53.0]	[2.5]
<input type="checkbox"/> [24.6] 少年サポートセンター (n=1258)	[6.5]	[8.9]	[27.8]	[53.8]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [19.0] 少年補導員等警察ボランティア (n=970)	[3.7]	[9.9]	[35.3]	[49.0]	[2.2]
<input type="checkbox"/> [30.2] 少年補導センター (n=1543)	[7.3]	[8.8]	[35.6]	[46.6]	[1.6]
<input type="checkbox"/> [23.0] 少年補導委員 (n=1176)	[6.0]	[13.9]	[35.2]	[42.3]	[2.6]
<input type="checkbox"/> [5.1] 少年刑務所 (n=260)	[2.3]	[6.5]	[10.0]	[75.4]	[5.8]
<input type="checkbox"/> [10.8] 少年院 (n=552)	[5.8]	[7.4]	[14.5]	[67.8]	[4.5]
<input type="checkbox"/> [11.8] 少年鑑別所 (n=603)	[6.1]	[7.0]	[12.3]	[68.3]	[6.3]
<input type="checkbox"/> [6.5] 法務局 (n=332)	[3.3]	[5.4]	[19.9]	[67.2]	[4.2]
<input type="checkbox"/> [5.5] 子どもの人権専門委員 (n=279)	[2.2]	[3.2]	[20.8]	[71.0]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [25.0] 保護観察所 (n=1278)	[7.0]	[9.2]	[38.9]	[41.9]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [26.5] 保護司 (n=1354)	[10.1]	[8.5]	[28.0]	[48.8]	[4.6]
<input type="checkbox"/> [12.5] 教育相談所 (n=642)	[7.5]	[9.2]	[25.9]	[53.7]	[3.7]
<input type="checkbox"/> [54.4] 学校 (n=2782)	[13.8]	[12.1]	[26.5]	[43.1]	[4.5]
<input type="checkbox"/> [9.6] 都道府県児童福祉担当課 (n=489)	[3.1]	[7.0]	[23.1]	[64.0]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [30.5] 児童相談所 (n=1563)	[3.9]	[7.9]	[25.8]	[57.0]	[5.4]
<input type="checkbox"/> [13.5] 児童自立支援施設 (n=691)	[4.1]	[6.9]	[22.0]	[63.4]	[3.6]
<input type="checkbox"/> [7.9] 家庭児童相談室 (n=403)	[7.7]	[12.4]	[30.5]	[45.7]	[3.7]
<input type="checkbox"/> [7.4] 家庭相談員 (n=379)	[8.7]	[11.6]	[23.5]	[50.1]	[6.1]
<input type="checkbox"/> [3.1] 自立援助ホーム (n=158)	[4.4]	[1.3]	[21.5]	[70.9]	[1.9]
<input type="checkbox"/> [13.1] 保健所・保健センター (n=668)	[4.0]	[5.1]	[15.0]	[71.1]	[4.8]
<input type="checkbox"/> [8.3] 精神保健福祉センター (n=423)	[1.7]	[1.7]	[10.2]	[83.0]	[3.5]
<input type="checkbox"/> [5.7] その他① () (n=294)	[8.2]	[10.2]	[27.6]	[47.3]	[6.8]
<input type="checkbox"/> [1.0] その他② () (n= 51)	[3.9]	[15.7]	[31.4]	[43.1]	[5.9]

Q3-2 普段の少年非行防止活動の上で、専門的な知識・経験を共有することが効果的であると考えている行政機関等はどれですか。この中からいくつかもあげてください。

- [29.2%] 都道府県青少年育成担当課
- [33.7%] 都道府県教育委員会
- [45.1%] 市町村青少年育成担当課
- [52.2%] 市町村教育委員会
- [59.9%] 都道府県警察本部・警察署
- [44.8%] 少年サポートセンター
- [35.3%] 少年補導員等警察ボランティア
- [44.7%] 少年補導センター
- [36.6%] 少年補導委員
- [16.8%] 少年刑務所
- [24.3%] 少年院
- [26.2%] 少年鑑別所
- [12.1%] 法務局
- [17.6%] 子どもの人権専門委員
- [35.1%] 保護観察所
- [42.0%] 保護司
- [28.0%] 教育相談所
- [61.8%] 学校
- [16.7%] 都道府県児童福祉担当課
- [53.7%] 児童相談所
- [30.2%] 児童自立支援施設
- [21.0%] 家庭児童相談室
- [18.1%] 家庭相談員
- [12.2%] 自立援助ホーム
- [15.8%] 保健所・保健センター
- [17.4%] 精神保健福祉センター
- [2.8%] その他 ()
- [0.2%] 特にない
- [2.5%] わからない (M. T. =836.0%)

Q3-3 少年の非行対策に関わる普段の少年非行防止活動の上での連携調整に当たって課題であると考えていることがあれば、この中からいくつかもあげてください。

- [43.2%] 守秘義務と個人情報保護を理由に連携が困難
- [26.3%] 他機関との連携を図る余裕がない
- [27.9%] 他機関との人事交流が必要
- [34.6%] 相互の活動内容が不明
- [16.0%] 国・都道府県レベルでの連携が不十分
- [48.0%] 関係機関のネットワークの確立
- [16.1%] 関係機関の活動が重複
- [3.3%] その他 ()
- [2.8%] 特にない
- [4.5%] わからない (M. T. =222.7%)

Q3-4 あなたは「非行防止教室」、「相談活動」、「環境浄化活動」、「補導活動」等に参加したことがありますか。この中からいくつでもあげてください。

- [71.5%] ある（該当する方は、**Q3-4-1**にもお答えください。）
(n=5441)
- [34.3%] 非行防止教室
 - [17.0%] 活動機会、居場所づくり
 - [46.4%] 相談活動
 - [37.9%] 環境浄化活動
 - [56.2%] 補導活動 (M. T. =191.8%)
- [26.7%] ない（該当する方は、**Q3-5**にお進みください。） (ある・ない) NA [1.8%]
(n=5441)

Q3-4-1 あなたは「非行防止教室」の開催、「相談活動」、「環境浄化活動」、「補導活動」等の実施により、どのような効果があったと実感されますか。この中からいくつでもあげてください。

(学校)

- [17.4%] 社会情勢や法律についての学習機会を提供できた
- [12.6%] 今日的な社会問題を教育課程に位置づける機会になった
- [13.1%] 学校の指導方針を理解してもらう機会になった
- [19.7%] 開かれた学校づくりの推進につながった
- [47.0%] 関係機関、地域、保護者との共通理解の深化、連携の促進につながった
- [18.8%] 校内指導体制の見直しの機会になった
- [27.9%] 児童生徒理解が深まった
- [29.2%] 非行防止等に対する教員の意識が向上した

(子ども)

- [25.0%] 子どもの規範意識が向上した
- [13.4%] 子どもの生活習慣が改善された
- [4.1%] 子どもの学習意欲が高まった
- [33.4%] 子ども自らが地域の多くの人達から守られている事を実感するようになった
- [13.6%] 子どもに人を思いやる等の豊かな心の育成ができた
- [13.5%] 子どもの健康で安全な生活態度や習慣の形成につながった
- [12.0%] 子どもの自己判断力、自己決定力を育成できた
- [19.3%] 子どもの自己防衛意識を高揚できた
- [18.3%] 子どもに正しい知識（非行防止教室の開催等によるもの）が定着した
- [14.3%] 子どもの社会性や対人関係能力の習得につながった
- [13.6%] 子どもの地域社会の一員としての自覚が醸成された

(警察、関係機関、地域団体（社会教育団体等）)

- [23.0%] 少年の規範意識向上による非行防止・犯罪被害防止につながった
- [30.4%] 保護者等地域住民への情報発信ができた
- [29.0%] 子どもたちの状況をより明確に把握できた
- [39.0%] 学校との問題意識の共有化ができた
- [24.1%] 担当者の日常的な交流の機会になった

(家庭・地域)

- [43.3%] 保護者にとって家庭教育の重要性を再認識してもらう機会になった

- [10.3%] 非行防止教室を通じて保護者の飲酒・喫煙への態度が変化するなど保護者に対する教育の機会になった
- [24.4%] 地域環境の改善につながった
- [29.4%] 学校の取組について認識を深める機会になった
- [13.8%] 家庭・地域の教育力の充実につながった
- [46.5%] 家庭や地域における青少年の非行にかかわる問題意識を共有化できた
- [1.2%] その他 ()
- [0.7%] 特にない
- [1.4%] わからない (M. T. =682.7%)

Q3-5 あなたは普段の少年非行防止活動として街頭補導活動に参加していますか。

- [42.5%] はい（該当する方は、**Q3-5-1**にもお答えください。）
 - [54.8%] いいえ（該当する方は、**Q3-6**にお進みください。） NA [2.7%]
- (n=3236)

Q3-5-1 あなたが普段の少年非行防止活動として街頭補導活動を行うに当たって、他の行政機関等と連携しながら業務を進めていますか。あてはまるものを一つだけ選んでください。

- [85.8%] 他の行政機関と連携しながら業務遂行を行っている
（該当する方は、**Q3-5-2**にもお答えください。）
 - [1.1%] 連携する必要があるため、連携していない
 - [9.9%] 連携する必要があると思うが、実際には連携していない
[3.2%] NA（該当する方は、**Q3-5-3**にもお答えください。）
- (n=2777)

Q3-5-2 あなたが普段の少年非行防止活動として街頭補導活動を行うに当たって連携している他の行政機関等とは、どの程度接触していますか。該当する行政機関等をいくつでも選んでください。また、該当する行政機関等について接触の頻度を一つだけ選んでください。 (n=2777)

(**Q3-5-3**にもお答えください。)

(単位：%)

他の行政機関等 (M. T. =387.8%)	補導活動を行うときは必ず	時々	ごくまれに	NA
<input type="checkbox"/> [9.5] 都道府県青少年育成担当課 (n=265)	[29.1]	[35.5]	[34.0]	[1.5]
<input type="checkbox"/> [10.0] 都道府県教育委員会 (n=279)	[23.7]	[38.0]	[36.2]	[2.2]
<input type="checkbox"/> [26.9] 市町村青少年育成担当課 (n=748)	[44.1]	[37.0]	[15.0]	[3.9]
<input type="checkbox"/> [32.6] 市町村教育委員会 (n=906)	[35.9]	[45.6]	[15.7]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [52.9] 都道府県警察本部・警察署 (n=1469)	[44.5]	[41.0]	[12.1]	[2.3]
<input type="checkbox"/> [22.0] 少年サポートセンター (n=612)	[36.6]	[46.4]	[14.2]	[2.8]
<input type="checkbox"/> [27.0] 少年補導員等警察ボランティア (n=750)	[48.4]	[36.5]	[11.6]	[3.5]
<input type="checkbox"/> [42.0] 少年補導センター (n=1167)	[54.3]	[35.4]	[7.7]	[2.6]
<input type="checkbox"/> [39.1] 少年補導委員 (n=1086)	[61.6]	[29.1]	[5.7]	[3.6]
<input type="checkbox"/> [2.2] 少年鑑別所 (n= 60)	[13.3]	[28.3]	[55.0]	[3.3]
<input type="checkbox"/> [2.0] 法務局 (n= 56)	[32.1]	[7.1]	[57.1]	[3.6]
<input type="checkbox"/> [2.4] 子どもの人権専門委員 (n= 66)	[19.7]	[21.2]	[53.0]	[6.1]
<input type="checkbox"/> [12.4] 保護観察所 (n=343)	[54.8]	[24.8]	[12.8]	[7.6]
<input type="checkbox"/> [22.1] 保護司 (n=614)	[49.0]	[30.0]	[15.1]	[5.9]
<input type="checkbox"/> [3.8] 教育相談所 (n=106)	[16.0]	[50.0]	[28.3]	[5.7]
<input type="checkbox"/> [51.4] 学校 (n=1427)	[45.6]	[42.5]	[8.8]	[3.2]
<input type="checkbox"/> [2.5] 都道府県児童福祉担当課 (n= 70)	[12.9]	[32.9]	[51.4]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [5.5] 児童相談所 (n=152)	[12.5]	[46.1]	[36.8]	[4.6]
<input type="checkbox"/> [2.1] 児童自立支援施設 (n= 57)	[7.0]	[17.5]	[68.4]	[7.0]
<input type="checkbox"/> [1.8] 家庭児童相談室 (n= 50)	[4.0]	[34.0]	[56.0]	[6.0]
<input type="checkbox"/> [2.2] 家庭相談員 (n= 61)	[9.8]	[32.8]	[52.5]	[4.9]
<input type="checkbox"/> [1.3] 自立援助ホーム (n= 35)	[-]	[14.3]	[80.0]	[5.7]
<input type="checkbox"/> [5.1] 保健所・保健センター (n=141)	[26.2]	[32.6]	[35.5]	[5.7]
<input type="checkbox"/> [1.7] 精神保健福祉センター (n= 48)	[6.3]	[25.0]	[64.6]	[4.2]
<input type="checkbox"/> [5.9] その他① () (n=163)	[47.9]	[39.9]	[9.2]	[3.1]
<input type="checkbox"/> [1.4] その他② () (n= 40)	[27.5]	[62.5]	[7.5]	[2.5]

Q3-5-3 あなたが普段の少年非行防止活動として街頭補導活動を行うに当たって、連携して活動を推進したり、専門的な知識・経験を共有することが効果的であると考えている行政機関等はどれですか。この中からいくつでもあげてください。

(n=3098)

- [15.7%] 都道府県青少年育成担当課
- [17.4%] 都道府県教育委員会
- [37.2%] 市町村青少年育成担当課
- [43.9%] 市町村教育委員会
- [66.2%] 都道府県警察本部・警察署
- [37.0%] 少年サポートセンター
- [41.7%] 少年補導員等警察ボランティア
- [51.7%] 少年補導センター
- [46.3%] 少年補導委員
- [5.0%] 少年鑑別所
- [3.3%] 法務局
- [5.7%] 子どもの人権専門委員
- [15.8%] 保護観察所
- [27.7%] 保護司
- [8.9%] 教育相談所
- [58.5%] 学校
- [4.4%] 都道府県児童福祉担当課
- [19.6%] 児童相談所
- [6.3%] 児童自立支援施設
- [6.1%] 家庭児童相談室
- [6.2%] 家庭相談員
- [2.2%] 自立援助ホーム
- [5.7%] 保健所・保健センター
- [3.6%] 精神保健福祉センター
- [2.7%] その他 ()
- [0.2%] 特にない
- [0.8%] わからない (M. T. =539.8%)

Q3-6 あなたは「サポートチーム」に参加したことがありますか。

※ サポートチームとは、個々の少年の問題状況に着目し、的確な対応を行うため、警察、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関がチームを構成し、適切な役割分担の下に連携して少年への支援等を行うものをいいます。

- [19.9%] ある (該当する方は、**Q3-6-1**、**Q3-6-2**にもお答えください。)
- [78.7%] ない (該当する方は、**Q4**にお進みください。)
- [1.4%] NA

Q3-6-1 あなたは「サポートチーム」の連携調整役(コーディネーター)としてサポートチームに参加したことがありますか。

(n=1515)

- [47.3%] ある (該当する方は、**Q3-6-2**にもお答えください。)
- [50.0%] ない (該当する方は、**Q3-6-2**にもお答えください。)
- [2.7%] NA

Q3-6-2 あなたが参加しているサポートチームにおいて連携している他の行政機関等とは、どの程度接触していますか。該当する行政機関等をいくつでも選んでください。また、該当する行政機関等について接触の頻度を一つだけ選んでください。

(Q3-6-3にもお答えください。)

(n=1515)

(単位：%)

他の行政機関等 (M. T. =548.1%)	活動を行うときは必ず	時々	ごくまれに	NA
<input type="checkbox"/> [10.1] 都道府県青少年育成担当課 (n=153)	[20.9]	[34.6]	[39.9]	[4.6]
<input type="checkbox"/> [17.0] 都道府県教育委員会 (n=258)	[30.2]	[36.0]	[31.0]	[2.7]
<input type="checkbox"/> [27.9] 市町村青少年育成担当課 (n=423)	[45.6]	[35.7]	[15.4]	[3.3]
<input type="checkbox"/> [53.1] 市町村教育委員会 (n=805)	[52.3]	[32.3]	[12.8]	[2.6]
<input type="checkbox"/> [53.2] 都道府県警察本部・警察署 (n=806)	[48.3]	[38.2]	[10.8]	[2.7]
<input type="checkbox"/> [32.6] 少年サポートセンター (n=494)	[44.1]	[38.7]	[13.8]	[3.4]
<input type="checkbox"/> [17.5] 少年補導員等警察ボランティア (n=265)	[44.5]	[34.3]	[16.6]	[4.5]
<input type="checkbox"/> [28.4] 少年補導センター (n=430)	[50.5]	[34.2]	[13.7]	[1.6]
<input type="checkbox"/> [21.3] 少年補導委員 (n=323)	[51.7]	[29.7]	[14.6]	[4.0]
<input type="checkbox"/> [7.2] 少年鑑別所 (n=109)	[15.6]	[36.7]	[46.8]	[0.9]
<input type="checkbox"/> [3.9] 法務局 (n=59)	[32.2]	[23.7]	[44.1]	[—]
<input type="checkbox"/> [4.5] 子どもの人権専門委員 (n=68)	[32.4]	[22.1]	[45.6]	[—]
<input type="checkbox"/> [21.4] 保護観察所 (n=324)	[54.6]	[26.9]	[15.4]	[3.1]
<input type="checkbox"/> [34.5] 保護司 (n=522)	[48.3]	[30.7]	[18.2]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [13.1] 教育相談所 (n=199)	[30.7]	[51.8]	[15.6]	[2.0]
<input type="checkbox"/> [66.1] 学校 (n=1001)	[62.2]	[28.9]	[5.9]	[3.0]
<input type="checkbox"/> [9.2] 都道府県児童福祉担当課 (n=139)	[25.9]	[46.0]	[25.2]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [45.0] 児童相談所 (n=681)	[47.1]	[38.2]	[12.3]	[2.3]
<input type="checkbox"/> [11.6] 児童自立支援施設 (n=175)	[22.9]	[46.3]	[28.0]	[2.9]
<input type="checkbox"/> [12.3] 家庭児童相談室 (n=187)	[34.8]	[49.2]	[16.0]	[—]
<input type="checkbox"/> [12.9] 家庭相談員 (n=196)	[35.2]	[43.4]	[18.9]	[2.6]
<input type="checkbox"/> [3.8] 自立援助ホーム (n=57)	[7.0]	[35.1]	[49.1]	[8.8]
<input type="checkbox"/> [18.5] 保健所・保健センター (n=280)	[22.5]	[45.0]	[30.4]	[2.1]
<input type="checkbox"/> [9.2] 精神保健福祉センター (n=140)	[15.7]	[40.0]	[43.6]	[0.7]
<input type="checkbox"/> [10.9] その他① () (n=165)	[46.7]	[35.2]	[13.3]	[4.8]
<input type="checkbox"/> [2.9] その他② () (n=44)	[29.5]	[50.0]	[18.2]	[2.3]

(n=1515)

Q3-6-3 サポートチームにおいて連携を行うと、さらに効果的であると考えている行政機関等はどれですか。この中からいくつでもあげてください。

- [12.8%] 都道府県青少年育成担当課
- [13.5%] 都道府県教育委員会
- [27.3%] 市町村青少年育成担当課
- [37.0%] 市町村教育委員会
- [44.6%] 都道府県警察本部・警察署
- [34.5%] 少年サポートセンター
- [28.9%] 少年補導員等警察ボランティア

- [31.7%] 少年補導センター
- [29.5%] 少年補導委員
- [11.7%] 少年鑑別所
- [6.5%] 法務局
- [7.3%] 子どもの人権専門委員
- [22.8%] 保護観察所
- [32.6%] 保護司
- [12.5%] 教育相談所
- [43.7%] 学校
- [8.6%] 都道府県児童福祉担当課
- [32.2%] 児童相談所
- [13.2%] 児童自立支援施設
- [12.0%] 家庭児童相談室
- [12.9%] 家庭相談員
- [6.1%] 自立援助ホーム
- [13.5%] 保健所・保健センター
- [12.7%] 精神保健福祉センター
- [5.7%] その他 ()
- [4.3%] 特にない
- [3.2%] わからない (M. T. =521.3%)

Q3-7 あなたは「サポートチーム」により、どのような効果があったと実感されますか。この中からいくつでもあげてください。

- [61.0%] 少年の問題行動等に対して複眼的な対応が可能になった
- [32.4%] 非協力的な家庭に対して、柔軟な対応が可能になった
- [43.9%] 役割分担により、取組が効果的かつ充実したものとなった
- [20.9%] 機敏な対応が可能になった
- [27.4%] 自信と安心感をもって少年の指導にあたることができた
- [42.2%] 関係機関の活動内容や活動状況、関係機関の権限の限界や少年事件の法的な流れ等について理解することができた
- [27.9%] 職員の意識改革、少年への指導体制の見直し、指導方法の工夫・改善につながった
- [18.0%] 既存の組織、団体等の活動を活性化することができた
- [40.7%] 本来の役割を再確認し、連携して行動する体制をつくることができた
- [1.7%] その他 ()
- [1.5%] 特にない
- [1.5%] わからない (M. T. =319.1%)

Q3-8 「サポートチーム」を形成していく上でどのような課題があると考えられますか。この中からいくつでもあげてください。

<結成上の問題点>

- [28.0%] チーム形成の基盤が出来ていないため、立ち上げ迄に時間がかかってしまう
- [45.6%] 連携と活動には時間と労力がかかり、現在の体制では十分な活動ができない

<運営上の問題点>

○ 関係機関の意識

- [15.6%] チームの連絡調整役が不在であり、ものごとが決まりにくい
- [30.2%] 他機関の業務について理解していないのが実情であり、他機関に多大な期待をもってチーム会議に出席していることが多い
- [23.0%] 対応に各機関が積極的に関わることが少なく、一機関の措置に期待して、早期対応が図られないものもある
- [56.6%] 会議が単なる情報交換の場に留まってしまい、具体的な対策まで立てられないことがある
- [5.7%] 他機関批判に終始してしまうことがある
- [22.0%] 消極的な機関等があり、定着化を図るためには、関係機関の理解が得られるよう働きかけが重要である
- [29.6%] 実質的に関わる機関が特定の機関だけになってしまい、他機関との連携が難しい
- [22.4%] 一度ヘルプの手をあげると依存的になる機関がみられる。学校と連携を図られても、家庭を抜きには解決は困難であり、入れる機関が限られてきてしまう

○ 保護者の意識

- [60.0%] 保護者自身が子どもの生活態度、行動に対して問題意識をもっておらず、非協力的又は拒否的態度を取り、支援活動を円滑に行うことができない

○ 情報の取扱いや保秘

- [9.2%] 事案の保秘の根拠となる規定がない
- [54.3%] 関係者が広がるほど、個人情報をごとまで公表することができるかが難しい

○ その他

- [24.2%] 相談者からの窓口は一つにしておく必要がある
- [5.0%] その他 ()
- [1.2%] 特にない
- [1.1%] わからない (M. T. =433.7%)

Q4 少年の非行対策に関わる上で必要となる情報の活用状況についてお伺いします。

Q4-1 普段の少年非行防止活動に当たって、活用されている統計書等（冊子、ホームページの別を問いません）はありますか。この中からいくつでもあげてください。

[60.8%] ある（該当する方は、**Q4-1-1**にもお答えください。）

(n=4630)

- [14.7%] 非行に関する世論調査結果（内閣府）
- [42.3%] 青少年白書（内閣府）
- [41.6%] 少年非行等の概要（警察庁）
- [27.9%] 少年の補導及び保護の概況（警察庁）
- [13.5%] 犯罪統計書（警察庁）
- [17.5%] 警察白書（警察庁）
- [1.9%] 検察統計年報（法務省）
- [8.9%] 矯正統計年報（法務省）
- [11.3%] 保護統計年報（法務省）
- [29.5%] 犯罪白書（法務省）
- [28.8%] 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果（文部科学省）
- [4.6%] 全国家庭児童調査結果（厚生労働省）
- [5.3%] 児童養護施設入所児童等調査結果（厚生労働省）
- [4.9%] 社会福祉行政業務報告（福祉行政報告例）（厚生労働省）
- [1.1%] 司法統計年報（最高裁判所）
- [4.3%] その他（ ）（M. T. =258.1%）
- [36.6%] ない（該当する方は、**Q4-2**にお進みください。）（ある・ない）NA [2.5%]

(n=2786)

- [21.2%] 知らなかった
- [13.9%] その他（ ）（M. T. =35.1%）

(n=4630)

Q4-1-1 Q4-1で掲げた統計書等をご覧になって、どのようなお考えを持たれましたか。

- [35.5%] 現状の統計書等の内容では、おおむね少年の非行対策に関わる日常の業務を遂行する上で十分である
- [56.8%] 現状の統計書等の内容では、少年の非行対策に関わる日常の業務を遂行する上で十分か否か、どちらとも言えない
- [3.6%] 現状の統計書等の内容では、少年の非行対策に関わる日常の業務を遂行する上で不十分である（該当する方は、**Q4-1-2**にもお答えください。）
- [4.1%] NA

Q4-1-2 普段の少年非行防止活動に当たって、どのような点が不十分とお考えですか。

()

Q4-2 普段の少年非行防止活動に当たって、活用されている調査研究報告書等（冊子、ホームページの別を問いません）がありますか。この中からいくつかもあげてください。

- [40.1%] ある（該当する方は、**Q4-2-1**にもお答えください。）

(n=3051)

- [30.6%] 少年非行の統計分析による調査研究
- [21.4%] 少年非行に関する精神医学的研究
- [23.3%] 少年非行に関する教育学的研究
- [14.4%] 少年非行に関する社会学的研究
- [69.2%] 少年非行の事例研究
- [20.6%] 少年非行の地域的な分析
- [13.7%] 各種非行相談の内容分析
- [4.4%] 諸外国における先進的な研究
- [3.9%] その他（ ） (M. T.=201.5%)

- [54.8%] ない（ある・ない）NA [5.1%]

(n=4174)

- [31.1%] 知らなかった
- [7.8%] その他（ ） (M. T.=38.9%)

(n=3051)

Q4-2-1 Q4-2 で掲げた調査研究報告書等をご覧になって、どのようなお考えを持たれましたか。

- [33.1%] 現状の調査研究報告書等の内容では、おおむね少年の非行対策に関わる日常の業務を遂行する上で十分である
- [60.6%] 現状の調査研究報告書等の内容では、少年の非行対策に関わる日常の業務を遂行する上で十分か否か、どちらとも言えない
- [2.8%] 現状の調査研究報告書等の内容では、少年の非行対策に関わる日常の業務を遂行する上で不十分である（該当する方は、**Q4-2-2**にもお答えください。）

[3.5%] NA

Q4-2-2 普段の少年非行防止活動に当たって、どのような点が不十分とお考えですか。

()

◎ 以上のほか、関係行政機関等の少年の非行対策について、ご意見がございましたら、下欄に記入してください。

御協力ありがとうございました。

お手数ですが、記入漏れがないか、もう一度、ご確認をいただいた上で、記入者本人が同封した封筒に入れて、平成18年1月13日（金）までに投函願います。